

消費経済審議会製品安全部会ライターワーキンググループ(第5回)
議事録

日時：平成22年5月21日(金曜日)14:00～15:00

場所：経済産業省本館2階2西8共用会議室

議題

1. 子供に対するライター使用の安全対策について(とりまとめ)
2. その他

議事内容

【開会】

島上課長補佐

ただいまから消費経済審議会製品安全部会ライターワーキンググループ第5回を開催させていただきます。

委員の皆様方におかれましては、ご多忙のところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、持丸座長に以後の議事進行をお願いしたいと思います。座長、よろしくお願いいたします。

持丸座長

本日はどうもお暑い中、ありがとうございます。

まず初めに、事務局より委員の出欠の確認をお願いいたします。

島上課長補佐

委員の皆様方のご出欠を確認させていただきます。本日は皆様ご出席されていらっしゃいます。

持丸座長

議事に入ります前に定足数について確認をさせていただきます。本ワーキンググループは委員の出席者が定員の過半数を超えておりますので、成立することを確認いたします。

続きまして、配付資料の確認を事務局からお願いいたします。

島上課長補佐

今日は、資料は2種類ございまして、1つは委員名簿と、もう1つはとりまとめの案の以上でございます。過不足等はありませんでしょうか。

それでは、カメラは恐れ入りますがご退出のほう、よろしくお願いいたします。

【1. 子供に対するライター使用の安全対策について(とりまとめ)】

持丸座長

それでは議事に入りたいと思います。今日は第5回ということでございまして、最初にスケジュールとして、5回目ぐらいで結論を出す方向で審議をしていきたいと思います。ということで、第1回目から主に適用範囲であるとか試験の方法等について、皆さんから色

々ご意見をいただきながら、事務局の方でも、あわせて皆さんからご指摘いただいた様々な調査もしてまいりまして、今までの議論を本日、結論という形でまとめたいと考えております。

それでは、とりまとめ案の子どもに対するライター使用の安全対策について、事務局から説明をお願いいたします。

島上課長補佐

資料2をご覧ください。今回のライターワーキンググループのとりまとめ案でございます。まず「1.背景」から資料に即しながら説明させていただきたいと思っております。

背景としましては、既にご案内のとおり大きく2つございまして、1つは火災の事故という観点でございます。ライターによる火災の事故そのものにつきましては、NITEさんのご協力によりまして、平成16年度から平成20年度の5年間で、残火、意図しない着火など132件の製品事故が報告されているということでございます。

また、子どものライターを使用した火遊びによると思われる火災、これは多数発生しております。東京都の消防庁管内におきましては、平成11年から20年の10年間に、12歳以下の子どものライターを使用した火遊びによる火災というものが500件余り起こっているということでございます。そして、子どものライターの使用による火災事故の場合ですと、幼い子どもさんが逃げ遅れて死亡されるケースが多いということでございます。ライターによる火遊びの火災の発生状況のうち、5歳未満のお子さんの使用による場合、死傷者の発生率が非常に高くなる傾向にあります。これが1つ目の火災による背景ということでございます。

もう1つは海外の規制状況でございます。1つは、欧米におきましてはライターにチャイルドレジスタンス機能、子どもが簡単に使えない機能に関する安全規制というものが既に導入実施されております。他方、我が国におきましては、ライターの安全対策に関する民間の安全基準というものは存在しますが、チャイルドレジスタンス機能というものは含まれておりません。また法的規制もご覧のとおりございませんでした。

こうした状況におきまして、昨年12月、子どもに対するライター使用の安全対策として、ライターを消費生活用製品安全法の特定製品に指定することにつきまして、経済産業大臣から消費経済審議会の会長あてに諮問がなされたところでございました。そして、製品安全部会に本件の審議が付託されまして、子どもに対するライターの安全性確保のための技術的な方策等を検討するために本ワーキンググループが設置されたということでございます。

このワーキンググループにおきましては、先ほど持丸座長が仰ったように、色々な観点で調査を行いまして、検討も行ったということでございます。これらの検討審議結果をとりまとめたものがこちらのものでございまして、製品安全部会に報告するものという位置づけでございます。

そして2.以下が、とりまとめの内容そのものでございます。まず1つは、「ライターの特定製品等への指定及び指定範囲」ということで、規制の対象となるライターの適用範囲でございますけれども、基本的にはシガレットライター及び点火棒のうち、ディスプレイ、いわゆる使い捨て式、また注入式のうち、ディスプレイと同様の構造であるものを対象にしたいと考えております。これらを消費生活用製品安全法上の特定製

品及び特別特定製品に指定することが適当ではないかと考えております。

それで、1つ目の「特定製品としての指定」という観点で、そもそも「特定製品とは」ということで、ここに書いてあるとおりなのですけれども、「消費生活用製品のうち、構造、材質、使用状況等からみて一般消費者の生命又は身体に対して特に危害を及ぼすおそれが多いと認められる製品で政令で定めるもの」とございます。ライターについて検討してみますと、2つ理由があると考えております。1つは、ライターにつきましては、たばこその他への着火を目的とした製品でありますので、火の使用による事故が発生する可能性がある製品であるということございまして、特に子どもの火遊びによる建物火災等につきましては、全体の件数自体は減少しているのですけれども、出火原因に占めるライターの割合は増加傾向にあるということございまして、また、ライターについては使用者であるお子さん自身に被害を及ぼすおそれがない場合でありまして、火遊びによる火災によりまして、幼児、5歳未満の方が逃げ遅れて亡くなるといったケースが多うございます。幼児が火遊びをして死亡した住宅火災の発火源としてのライターは増加傾向にあるということございまして、特に今、年間6億個を超える数量のライターが流通している実態を踏まえまして、これらを放置した場合には、今後、さらに事故が増加するおそれが多いというように考えられるのではないかと。このことから、特定製品として指定することが適当であると考えております。

次に、特別特定製品に指定されますと、いわゆる菱形PSCということになります。特別特定製品は、「その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため必要な品質の確保が十分でない者がいると認められる特定製品で政令で定めるもの」とあります。指定に際しましては関係の製造事業者、輸入事業者等における製造技術だとか管理手法、検査技術等々に係る品質の確保能力というものが十分にあるのかどうかといった点から判断がなされるものでございます。

そこでライターについて検討しますと、ライターの多くは中小輸入業者の方々が輸入されていらっしゃるものが大宗を占めておりまして、また業界団体であります社団法人日本喫煙具協会さんにおかれましては、既にISOに準拠した安全基準を設けられていらっしゃるけれども、協会会員のシェアといいますか、カバー率というのは国内流通量の約半分ということございまして、これらを踏まえまして、業界全体として品質確保能力というものが十分とはいえないのではないかと考えられるところでございます。したがって、第三者機関による基準適合性検査を義務づけるべきではないかということございまして、

以上によりまして、特別特定製品として指定することが適当ではないかということございまして、

続きまして、「技術基準について」でございます。ライターの技術基準については、基本性能の部分、すなわち構造とか炎の高さ、耐熱性とか耐圧性などの要件が必要でございます。既に国際規格としてISO9994、シガレットライターのものと、ISOの22702、実用ライターというものがございまして、これらを採用することが適当ではないかと考えております。また子どもに対するライターの使用の安全対策として、欧米等で広く実施されております幼児対策、チャイルドレジスタンス機能を採用することが適当であると考えております。

「技術基準の考え方」につきましては、以下、ご説明申し上げますと、まず特定製品につきましては、繰り返しになりますけれども、必要な技術基準を定めることになっておりまして、ここでは、構造、強度、爆発性、可燃性等の、製品そのものの安全性に関して必要と考えられる項目について包括的に定めるものでございまして、通常の使用状況において危害が発生しないということを前提としたものとなっております。

ライターについて検討しますと、基本規格として欧米で採用されています、繰り返し出てきていますが、ISO9994とISO22702、これら2つを要求すべきであると考えております。

また、子どもに対するライターの使用の安全対策については、幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)を施した構造を要求すべきと考えております。幼児対策の技術基準適合確認の方法といたしまして、欧米で採用されております幼児による成功操作の困難性確認テスト、いわゆるチャイルドパネルテストと呼ばれるものでございますけれども、このチャイルドパネルテストに加えまして、機械的な操作方法、操作力などによる確認方法も採用すべきではないかと考えております。

さらに、子どもの興味を持ちやすいおもちゃといえますか、玩具、いわゆるノベルティーといわれるもの、そういったノベルティー型でないことが適当ではないかということでございます。

なお、この機械的な操作方法、操作力に関する確認方法を含めまして、ライターの技術基準、測定方法などにつきましては、前回のワーキングにおきましてもJISの方で検討できないかということだったのでしたのですが、既にJIS規格化についての検討が開始されております。その検討結果を採用していくべきであると考えております。このJISの規格につきましては、今週の19日水曜日に既に開催されておりました、この内容については、私の説明が終わった後、藤代の方から説明させていただきたいと思っております。

その下の「その他」というところをご覧いただきたいのですが、幼児対策(チャイルドレジスタンス機能)の適合性の確認につきましては、既に海外の法令等に基づきまして実施された国外でのチャイルドパネルテスト、その結果についても活用できるという形にしたいと考えております。

それから「規制開始時期等」でございますけれども、年内のうちに、このとりまとめ内容に即した形で改正の政省令を施行する方向で考えております。その上で、製造事業者におけるチャイルドレジスタンス機能を備えたライターの開発期間とか製造期間等々を勘案しまして所要の経過措置を設けるべきと考えておりました、それらを考えまして、来年の夏ごろまでには幼児対策等が施された技術基準に適合したライターのみが市場で販売されることとなるようにすべきではないかと考えております。

そして5ページの「3.最後に」ということでございますけれども、このワーキンググループでは基本的にはライターの範囲や基準といった、ライターそのもの、ハードに着目した規制というあり方を検討してきたわけですが、このワーキングでもしばしばそれだけでは足りず、やはり教育の問題も含めて、色々ご指摘がございました。ですので、ソフト的な面につきましても色々お願いしたいということで、注意すべき点ということで、ライターの安全対策に向けた提言という形でとりまとめさせていただいております。ここに書きましたとおり、規制による対策のみならず、消費者、事業者等関係者の使用

に当たっての注意が当然重要であると。ライターの使用・消費者は、子どもの手の届くところにライターをまず置かない、子どもにライターを触らせたり、遊ばせたりしないなどについて注意することが必要ではないかと。また、ライターを購入する場合には、幼児対策などが施されたものを積極的に購入すべきではないのかということでございます。

販売事業者さんにおかれましては、幼児対策等を施したライターを積極的に取り扱っていただきたいということとともに、使用者・消費者へのライター使用の安全性に関する注意喚起、幼児対策機能の説明等に努めていただけないかということでございます。

製造・輸入事業者におかれましては、幼児対策等を施したライターを早急に市場に導入するよう努めていただくとともに、既に多くの既存のライターが流通しているわけですので、子どもをライターの事故から守る注意喚起などの取り組みを積極的に推進していただけたらということでございます。

そして最後に政府といたしましても、ライター使用の安全性に関する注意喚起、普及啓発を関係機関、業界等と連携しながら積極的に推進するべきと。それとともに、製造事業者等が早期に幼児対策等を施したライターを市場に導入できるように環境整備を行うということが大事だということでございます。また、違反事業者への対応など、消費生活用製品安全法の執行を着実にやっていくこと、これも大事だということでございます。

以上が資料2の説明でございます。

藤代製品事故対策室長

先ほど島上の方からありましたように、JISについて原案作成委員会が今週の19日に開催されました。口頭ではございますけれども、簡単に概要をご報告いたします。

19日にライターの安全基準に関するJIS原案作成委員会を開催いたしました。委員会の構成メンバーはメーカーの方々、消費者の方々、試験研究機関の方々、及び私ども政府の関係者での構成でございます。第1回目でございます、委員長には座長の持丸さんになっていただき、この委員会は、先ほども島上の方からありましたライターの基本規格ISO9994及びISO22702を基礎としたJIS化並びに機械的な操作方法、操作力による確認方法に関するJIS化、この2つのJIS原案を作成することを目的としております。当然ながら、私どもの法律の技術基準に引用するということを前提にしておりますので、8月末までに原案を作成することとしております。

第1回目ですので、広く委員の方々から一般的なご意見とかご質問を賜りました。19日には、先ほど申し上げた機械的な操作方法、操作力による確認方法、これについてはISOがございませんので、早急に我が国で開発する必要があるということで、ワーキンググループを設置することが認められました。そのワーキンググループのメンバーには、メーカーの方々、試験機関の方々を中心に、これから日程調整を行うところでございますけれども、可能であれば、5月下旬か6月上旬に第1回を開催したいと思っております。

ワーキンググループの主査には産業技術総合研究所の多田さんをお願いすることとしております。このJIS原案作成委員会については、8月末までの完成を目的としておりますので、月1回ペースで開催したいと思っております。また、このワーキンググループ

のメンバーの方々も入っておりますし、必要に応じて、参加されていない委員の方々にも適宜情報提供をしながら進めていきたいと考えております。

以上、簡潔ではございますけれども、JIS原案作成委員会の報告でございます。

持丸座長

どうもありがとうございました。

そういうわけで、事務局の方で、これまでの皆さんとの議論に基づくとりまとめ案とこのを作っていたいただきましたので、どうぞ、委員の皆さんからご質問、ご意見を頂戴したいと思います。いかがでしょうか。

柳澤委員

2つばかり質問があるのですが、まず1つ目の質問です。チャイルドレジスタンスの基準を決めて、法制化すると。それとISO9994、ISO22702、これのJIS化及びその法制化というような形の段取りになると思うのですが、製品の検査段階におけるチェックというのが入ると思うのです。この製品が市場に出回った場合、出回った製品をどのようにチェックしていくか。管理体制というか、検査体制、監視体制、これはどのようなことを考えられているのでしょうか。まずこれが1つ目です。

持丸座長

では事務局。

藤代製品事故対策室長

これは実際、法律が施行された後のことでしょうか。

柳澤委員

はい。

藤代製品事故対策室長

それにつきましては、消費生活用製品安全法で規制の対象になっているものについては、国が市場に出回っているものから買い上げて試買テストを行ったり、定期的に工場や会社に立入検査を行って、ライターがPSCの基準にちゃんと合致しているかどうかということを確認、検査することとなっております。

持丸座長

よろしいでしょうか。

柳澤委員

それは、そのような機関をきちっと設けてということですか。

藤代製品事故対策室長

それは2つありまして、法律上は登録検査機関による検査と、私ども政府自身による試買や立入検査の2通りございます。その辺をうまくコンビネーションしながらやっていきたいと考えております。

柳澤委員

ありがとうございます。

2つ目の質問なのですが、ライターの適用範囲の部分です。適用範囲の中でディスプレイライター、注入式ライターのディスプレイライターと同様の構造というような形では書かれているのですが、1点だけ、欧米で考えている適用範囲の考え方というのが、基本的には流通に多く出回っていない製品、つまり、多く出回ると危険がそれだ

け高くなるわけです。ですから、危険が高くならないように、除外する製品であっても、パーセンテージを非常に低く押さえているのです。例えばアメリカの例ですと、市場には6億本のライターが出回っていますが、そのうちの、基本的には除外されているのが高級品のライターということで、これは大体2~3%の範囲内におさまっていると。また、アメリカの場合は人口が3億ということで、人口比からすると、かなりパーセンテージも低いというようなことになるので、例えば今後、日本でこのような適用範囲を決めていく際には、適用除外されたライターが広く市場に出回って危険を高めないような、そのような考え方というのもしていかないといけないのではないかと考えております。その点はいかがでしょうか。

持丸座長

事務局の方から何かありますか。

藤代製品事故対策室長

私どもは、当然ながら国民の安全を図るとともに、国際的な協調を図っていきたくと思います。したがって、柳澤委員のご指摘のとおり、欧米と歩調を合わせながら、これから具体的に政令、省令を書いていくところでございますが、そういったことを念頭に置いて進めていきたくと思っております。

持丸座長

これは私から回答ではなくて、私も同じような意見になるのですが、こういうものは作ることも大事ですが、メンテナンスをし続けるということがやはり大事なんだと思うのです。そういう意味では、この最後の方に出ております、執行を着実にやっていくというのが最初の質問に対するお答えでありまして、ちゃんとできていることを試買検査等で確認する、これもメンテナンスの1つです。それから、今、ご質問がありましたように、除外したものが実はすごく普及してしまって、シェアを大きくしていないだろうかということに関して、少なくとも何かの段階で市場占有率に関する調査を行うようなことは、私はあってしかるべきだろうなと思います。しょっちゅう行う必要はないですが、定期的に。それは、政府ではなくて業界団体等と協力してということになるだろうかと思いますけれども。

同じようにいいますと、これは政府がやるのかどうか知りませんが、消防庁さんなども含めて、実際に火災や製品事故が、この対策によって低減したのかどうかということもやはり大事なメンテナンスの1つですので、継続的な調査をして、対策効果というのを検証して、国際的にいえばそれを発信していただきたいというのも思います。そんなような形でメンテナンスは図られていくのではないかと期待しております。

他、いかがでしょうか。

廣田委員

質問ではないのですが、ちょっとお願いみたいなものです。8月にJIS規格がまとまったとして、メーカー側からいいますと、そこで基準がきちんと見えてから製品設計に入ります。それから、当然のことながら、設計後、仮金型、試作等に入るわけですが、今回の流れでいうと、設計、仮金型、試作品を作って、それから規格テストに申請ということで、合格すれば量産金型、ほかの生産設備、そして量産、出荷、流通と、非常に時間のかかるものですから、そこでお願いとしては、テスト機関の早期開設

というのですか、合否判定していただけるところ、テストラボを、より早く利用できる
ように強くお願いする次第でございます。

持丸座長

JISはテスト機関を決めるところではなくて、方法を決めるところですが、それに伴
って試験機関、もしくは試験機関を認証する認証機関というのが設定されると思っ
ております。何かございますか。

藤代製品事故対策室長

ごもっともなご意見でございますけれども、そうはいつでも形式上は法律が施行され
てからでございます。ただ、準備期間で皆さんにご迷惑がかからないように、十分な体
制で、いわゆる試験機関、私どもでいうと登録検査機関候補と調整して、早め早めに、
そういった試験ができるような形で体制を整備してまいりたいと思っております。その
上では、JIS原案作成を8月末と考えておりますけれども、試験方法については6月、7月
から準備していきますので、その段階でメーカーの方々とは協力しながらやっていけばと
考えておりますので、逆に私からのお願いにもなりますが、メーカーの方々、試験研究
機関の方々のご協力をお願いしたいと思っております。

持丸座長

私からも1つのお願いなのですが、ご多分に漏れず、非常に注目されている部分でも
ありまして、できることなら迅速にやりたいという思いはありながら、さりながら余り
拙速なことでもできないのと、それからメーカーの方々も余り現実的でないようなものを
設定しても、実際に市場にもものがなくなってしまいますので、そのバランスを考えて
いかななくてはなりません。全部四角四面に順番に足し算していけば、とても間に合わない
のです。ですから、JISのこともやりながら、メーカーの方の協力も得て、少しでも
早く試験、もしくはその準備ができるようにと思っております。

ちなみに、ご理解いただいていると思っておりますが、政省令を施行するとなりますと、そ
こから製造ができなくなって、その後、夏までというのは猶予期間で、その間、販売は
いいけれども、夏を過ぎると販売もできなくなるということです。ですから、大きなタ
イムスタンプは3つありまして、8月末に、とにかくJISの原案ができると。そうすると
12月ぐらいに、具体的な日付はわかりませんが省令が施行されて、来年の夏には
最終的には猶予期間も終わるといようなのが一応、今のとりまとめ案ということにな
ります。

他、いかがでしょうか。

仲野委員

個別の内容の質問ということではございませんが、今日のとりまとめ案を見せていた
だいて、業界としての感想を総括的に述べさせていただきたいと思っておりますので、よろし
くお願いいたします。

まず今日のとりまとめ案で、技術基準や試験方法が決まっていない段階で法規制の対
象とするというようなことが決定をされるということですが、これにつきましては業界
の中で今後色々対応しなければならない問題等々出てくると思っております。しかしな
がら、子どもの火遊び事故防止対策というのを早く実施しろというのが現在の社会的な
要請であるということは十分認識してございます。そのために業界としてもJISの原案

作成委員会に積極的に参加をさせていただいて、早期にJIS案が確定するように最大限の努力をさせていただきたいと思っております。

一方、私どもの業界団体としては、この問題に総括的に対応するために、ライターへの注意喚起ラベルの貼付を既に製造メーカーさんの方で始めさせていただいております。更なるユーザー向けの啓発活動に取り組んでいくことを決定しております。既に一昨日、19日にプレスリリースをさせていただいておりますが、来週の木曜日、27日にその詳細について、協会長、団体長の方から記者発表させていただく予定にしておりますので、業界としてもきちっと取り組ませていただくということを改めてお話しさせていただきたいと思っております。

ただ、この問題で今後、検討していかななくてはならない、解決していかななくてはならない問題が色々出てまいると思われます。その最大の問題は、やはり今、廣田委員からお話のありました在庫をどうするか。メーカーにある在庫、問屋さんにある在庫、末端の小売店にある在庫をどうするか、この辺が一番の問題ではないかと考えております。ですから、田舎のたばこ屋さん、失礼な言い方もしれませんが、そういう小さいお店の在庫がどのようなことになっているのかなということも、できれば頭の中に置いていただけたらと考えております。

規制の実施開始に際しましては、チャイルドレジスタンス(CR)未対応商品の返品問題等々でやはり混乱が出てくるというように業界の中では考えております。このことにつきましては、いわゆる優越的地位の濫用というようなことがないように、正常な商取引がスムーズに進みますよう、関係各方面のご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上でございます。

持丸座長

ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

川村委員

細かいことの文言にこだわるような質問かもしれませんが、ちょっと伺っていて、私自身も読んでみて、すらっと入ってこなかったところがあったものですから、2、3点、質問させていただきます。

2ページの下の方の です。「ライターについては、使用者である子ども等自身に被害を及ぼすおそれがない場合であっても、火遊びによる火災により、幼児が」云々というようにありますが、ここの意味がちょっとわからなかったのが1つです。使用者である子ども等に被害を及ぼすおそれがないけれども、「火遊びによる火災により」というのがどういうことを指しているのか、ちょっと理解できなかったということが1つなので、説明していただけたらと思っております。

それから、まとめて申し上げますと、4ページ目の上の方、8行目でしょうか、「さらに、子どもの興味を持ちやすい玩具型でないことが適当である」というような一文があります。ここを読みますと、玩具型は子どもが非常に興味をもって使うのではないかという心配のあるライターですが、これは形としても規制には入らないというか、こういうことでないことが適当であるという言い回しだとすると、でも出回ることもあるのかなというようなことで、ちょっと心配になる点です。

それから、「ライターの安全対策に向けた提言」の最後のところですが、何回かの議論の中で度々出た内容をよくまとめてくださって、各方面に提言があるとあってよろしいと思っているのですが、この文章の中でいいますと、自治体などに直接お願いするというようなことはどこかに含まれるのでしょうか。例えば学校とか保育園とか、そういう、親子で接するような場面に対しての働きかけとか、消防署さんとか、そういうところへは、一番下の段でこれは含まれるのでしょうか。関係機関云々というところで含まれるかどうか、もし具体的なものを入れることのほうがわかりやすければ、入れてある方がよいのかなとも思ったのですけれども、その辺です。

持丸座長

ありがとうございます。3点、これは事務局の方から。

島上課長補佐

ご指摘のありました3点についてご説明したいと思います。まず1点目の、使用者である子ども等自身に被害を及ぼすおそれがない場合であっても逃げ遅れるケースがあるということですが、これは亡くなられたお子さん以外の、別の年長のお子さんがライターを使って火遊びをして、小さいお子さんは逃げ遅れたというようなケースとかがございますので、そういうことを念頭に置いた記述でございます。そういう事故の情報がありましたものですから、それを踏まえております。

2つ目のノベルティーについての、「子どもの興味を持ちやすい玩具型でないことが適当である」という、この表現ですけれども、これは技術基準に「子どもの興味を持ちやすい玩具でないこと」という一文を入れることを念頭に置いた記述でございます。ですので、技術基準におもちゃ型でないことというように入れると、おもちゃ型であるものは対象にならないので規制するという意味合いでございます。

それから3点目の自治体等につきましては、一応、3.の提言の一番下の政府云々と書いたところの関係機関の中に広く読み込んでおりまして、私ども経済産業省以外にも消費者庁におかれましては、既に政府関係機関で集まりまして、文科省などにも要請といえますか、色々検討を準備するようというご指示とかもございますので、当然、そういうものを含んだ意味合いでございます。

川村委員

ありがとうございました。よくわかりました。

持丸座長

2番目の点は、最初に対象となるライターというときにノベルティーライターは入っていないのです。それは、この後の方でノベルティーライターでないことと書いてあるので、ということはノベルティーライターはないので規制の対象にはならないということで、最初的时候にはそれが抜けていると、こういう論理構成になっております。

他はいかがでしょうか。

柳澤委員

CRの基準策定をJISの方で行っていくということで、私も1回目の会議に出させていただいているのですが、CRの数値的な基準というのは前回も申し上げましたように、今、欧米でもないというような状況の中で、日本が、このような基準をこうだと設定した後に、これはパブリックコメントをコレクトするわけですよ。そうなった場合に、例え

ば海外のほうから反対意見が出てきて、まとまらない可能性も出てくると思うのですけれども、そうなった場合というのはどのような形になるのでしょうか。

持丸座長

これは事務局の方から回答をお願いします。

藤代製品事故対策室長

海外の反対が出て、まとまらないというような事態は、通常、私ども避けるべく準備しておりまして、具体的にいうと、EU委員会については6月の第2週にライターを担当する委員会に赴きまして、事前に説明するという事を考えております。アメリカについても、そこは同時並行的になるか、若干ずれるかわかりませんが、CPSC等に私どものほうで事前に説明するとか、そういったことを踏まえながらやっていきたいと考えております。ただし、当然ながらTBTの通知、世界各国にまきますので、色々なコメントが全く来ないということはありませんけれども、そういった欧米の政府機関に事前に説明することによって、いわゆる根幹的な反対意見というのはなくなるというように考えております。

持丸座長

ちょっと補遺しますと、今、ここで皆さんと議論しております、このような内容が将来的に答申になったとき、それから先ほどから出ておりますJISとかいうのが出たときは、これは規制なのです。日本が独自に規制をすると、非関税障壁ともなりかねませんので、それに関しては国際的なルールがありまして、各国がコメントをつけられるようになっております。あるいは国民の方々もコメントをつける期間がございます。そのときに反対意見が出てくるということも当然あり得るわけです。今回は、日本が一番最後発で規制を設けるにもかかわらず、一番率先して機械式の規制を設けるといって、ちょっとチャレンジなことを日本は今、やろうとしておりますので、それに関しては、一応各国とも調整を図ると。それから、私個人から申し上げますと、やはり最終的には足並みがそろったISOみたいなものになっていくのだらうと思います。そのとき、場合によっては日本のJISが中心になるか、もしくはそれを少し改編してISOになれば、JISのほうもそれに合わせてハーモナイゼーションするというような可能性もあろうかと思っています。

他はいかがでしょうか。

瀬川委員

そうしますと、JIS規格の方でやられまして、それで作業部会で試験測定方法を考案していくという、先ほどの説明なのですけれども、私たちは工場なものですから、そこにおける定数だとか、色々な形が欲しいわけです。かねてから話をされているように、測定が非常に困難なもの、具体的に申しますと、やすりのダブルアクションものですか、あるいは電子ライターのダブルアクションもの、非常に測定がしづらいもの、こういうものも、再確認なのですけれども、JIS規格委員会のほうで作業部会を通しながら決めていくというように理解してよろしいでしょうか。

藤代製品事故対策室長

そうです。

持丸座長

他、いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、長らく議論をしまいましたが、皆さんから今、コメントをいただきました。少しわかりにくいところがありましたら、そこは私ども座長に一任いただいて、修正したいと思っておりますが、基本的には事務局から提案のありました本とりまとめ案でご了承いただいたということですのでよろしいでしょうか。どうぞ。

瀬川委員

この政令が発令されますと、常識で起こることは、マーケットにおいてCR以外の商品が残っているということになってきて、そこにおける流通在庫、あるいは先ほど仲野委員から話がありました、田舎の方から全部含めると相当な在庫があったりして、それが返品をされてくるというような様相がかなり起こってくるかと思うのです。そういう返品が起こってくることに對して、業者が相当負担を抱えなければいけないなということが起き得るのではないかと予測されるのですけれども、その点はどのように考えていらっしゃるか、お聞かせ願えればありがたいと思います。

持丸座長

これは、このワーキンググループになるかどうかわかりませんが、何かご回答というか、考えはございますか。

藤代製品事故対策室長

当然のことながら、そういったことがなるべく起こらないように、我々として流通関係者の人たちとうまく相談していきたいと考えております。我々も経済産業省ということで、流通業者との関係もございまして、そういった関係者になるべく早い段階で情報を提供して、そういったことが起こらないような形で物事を進めていきたいと考えております。

持丸座長

私、座長の立場からして、余り明快なお答えができないのですが、何億とはいいいませんけれども、家庭在庫、流通在庫を含めると相当なライターがあって、家庭内でも廃棄しようという動きがあって、廃棄を誰がどう引き受けるのかということ。それから流通在庫のライターも、正しいアクションかどうかわかりませんが、買ったはずだけれども、お前のところに戻すよというのが出てこないとも限りません。商道徳上良いのかどうかわかりませんが。

やはりこれに関して、日本は今、何をもう1つチャレンジしなければいけないか。先ほど私はJISを1つチャレンジしなければいけないといったのですが、外国が何年もかけてやってきたことを、我々は非常に短期間にやろうとしている。その歪みが、ある意味では流通及びメーカーの方に行くのは、これは確かに事実だと思います。それで、最初に私は、この委員会の座長を引き受けたときに、ちょっと古くさい言い方ですが、三方一両損、皆さんで損をしましょうということを申し上げたかったのです。消費者の方々も、高い、使いにくいライターを買っていただかなければならなくなる、そういうわけで損をしていただかなければいけない。メーカーの方々も、新しいものを開発しなければいけないし、場合によっては、こういう中間のところでの色々不利益も被らなければならない。そして今、ここに参加しているの方々も、一生懸命時間を使って、新しい規制を作っていかなければいけない。みんなで損をして何をしているのかというと、明日

の子どもを1人でも多く救いましょうということだろうと思います。

ただ、この損がどこか1カ所に固まってしまわないようにするのは、多分、この政策及び皆さんの知恵だと思しますので、この規格だけですべてがうまくいくとは私も思っておりません。私も関係各所に色々とお願いをしておりますので、是非、これが何とかうまくいくような知恵を出し合いたいと思います。よろしく願いいたします。

他はよろしいでしょうか。

では、改めまして、もう一度皆さんのご了解をとりたいと思います。本とりまとめ案でご了承いただいたということによろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

ありがとうございました。それでは、このとりまとめ案を上審議会へ提出したいと思っております。

今回を入れまして5回にわたって委員の皆さんには大変色々のご協力をいただきまして、ありがとうございました。言いたいことは今、私、この場で申し上げさせていただきましたので、これ以上、付け加えることもございませんが、ただ、正念場はまだこれから先でありまして、もちろんメーカーの方々には、まずJIS化にもご協力いただかなければいけませんし、その後の製造・流通にもご協力をいただかなければいけません。それから流通の方々にも、是非、こういう意識をもって、うまく在庫をさばきながら、新しい商品に入れかえていただくところも巧みにさばいていただかなければならないし、消防やNITEの方にも継続的にこの後調査というのをお願いしたいと思っております。山中先生や私は、JISに向けて、子どもの操作力がどうなっているかというのを計って、具体的な基準案作りにこれから尽力をいたしますし、省庁のほうでも、この後、これがうまく政令、省令になっていくために、まだまだ作業がありますし、それから先ほど申しましたように、海外との調整という作業も残っておりますので、ワーキンググループはこれで終わりますけれども、これから先が本番ということになります。これからもひとつよろしく願いいたします。どうもありがとうございました。

最後に事務局から連絡事項をお願いいたします。

【閉会】

島上課長補佐

本日の議事録及び議事要旨に関しましては、事務局で作成した上で、後日、委員の皆様にご確認いただく予定ですので、よろしく願いいたします。その上で公表したいと考えております。

また、今回のとりまとめ案につきましては、別途行います、このとりまとめ案に係るパブリックコメントを実施いたしまして、その意見と合わせて、消費経済審議会製品安全部会に報告する予定でございます。なお、部会への報告につきましては、座長と相談して進めさせていただきたいと考えております。

続きまして、製品安全課長・三木からごあいさつ申し上げます。

三木製品安全課長

本日、とりまとめにご了承いただきまして、誠にありがとうございます。このワーキンググループは2月にスタートいたしまして、限られた時間の中で精力的にご審議をい

ただきました。お忙しい中、持丸座長にリーダーシップをとっていただき、委員の皆様方にご協力いただきまして、本当にありがとうございます。厚く御礼を申し上げたいと思います。

持丸座長の最後のコメントにもございましたとおり、本日、とりまとめをいただいたわけでございますけれども、これからやるべきことが多々あると。我々としてやらなければならないこと、皆さんにまたご協力をお願いしなければならないことが多々あると思っております。本日のとりまとめを受けて、パブリックコメント、WTOの手続、親部会への報告等々、それから法制局の審査、政省令の準備ということで、法制化に向けて進めていきたいと思っておりますし、今日も色々ご議論ございましたけれども、実態面の準備でございます。JIS基準を定めていく、あるいは検査機関、検査体制を整備していくということも必要でございますし、そういうところを早め早めにご協力をしながら進めていって、円滑に制度がスタートするようにしていきたいと思っております。さらには、やはり法制化するには、ある程度時間が必要でございますので、その間も、もし業界側で自主的に、早めにCR対応のライターをご投入いただけないかということでございまして、メーカー、輸入事業者の方々にご協力を改めてお願いしたいと思っておりますし、私どもとしましても、関係業界、流通業界を含め、色々なところをお願いをして、円滑に制度がスタートできるように、早めにCR機能付きライターが市場にたくさん増えてくるようにしていきたいと思っております。

それから、本当にまとめにもございましたとおり、やはりライター製品側の対策だけでなく、注意喚起をしていくということも非常に重要だと思っておりますので、これも関係業界を初めとしまして、あるいは消費者庁さん、自治体等とも協力をして、子どもの手の届くところにライターを置かないでありますとか、火の危険性ということの注意喚起も是非、率先してまいりたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

持丸座長

それでは、以上をもちましてライターワーキンググループを終了いたします。どうも長いこと、ありがとうございました。

問い合わせ先

経済産業省商務流通グループ製品安全課

電話：03-3501-1512

FAX：03-3501-6201